

**交通機関のストライキによる授業休講・試験延期の措置**  
**<首都圏のJR等がスト実施した場合の授業休講・試験延期の措置について>**

- (1) JR等の交通機関のスト（ゼネスト）が実施された場合、首都圏におけるJRのストが
- A. 午前0時までに中止された場合、平常どおり授業・試験を行います。
  - B. 午前8時までに中止された場合、3時限目（13時）から授業・試験を行います。
  - C. 午前9時までに中止の決定がない場合は、終日休講・試験延期とします。
- 上記は、JRの順法闘争および私鉄のストには適用しません。
- (2) 首都圏JRの部分（拠点）ストが実施された場合、平常どおり授業・試験を行います。
- (3) 首都圏JRの全面時限ストが実施された場合
- A. 午前8時までストが実施された場合、3時限目（13時）から授業・試験を行います。
  - B. 正午までストが実施された場合、6時限目（18時15分）から授業・試験を行います。
  - C. 正午を超えてストが実施された場合、終日休講・試験延期とします。
- (4) JRを除く私鉄および都市交通のみのストが実施された場合、平常どおり授業・試験を行います。
- (5) ただし、人間科学部に設置された授業科目を受講する者については、上記(1)(2)(3)は適用されますが、(4)については、
- ① 西武鉄道新宿線または西武鉄道池袋線のどちらか一方でもストが実施された場合
  - ② ①の西武鉄道両線のストが実施されない場合でも、西武バス（所沢駅前から運行される路線バス）および西武自動車（小手指駅前から運行されるスクールバス）の両方もストが実施された場合、次のとおりとします。
- A. 午前8時までストが実施された場合、3時限目（13時）から授業・試験を行います。
  - B. 午前8時を超えてストが実施された場合、終日休講・試験延期とします。

以 上